

(月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報 第百卅七號 明治卅五年十月十八日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第百四十九號

和歌山縣漁業取締規則左ノ通相定ム

明治三十五年十月十六日

和歌山縣知事

藤 善 一 郎

和歌山縣漁業取締規則

- 第一條 左ニ掲クル漁業ハ知事ノ許可ヲ受クルコトヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 打網漁業
 - 二 蝦籠漁業
 - 三 手操網漁業
 - 四 五智網漁業
 - 五 櫛網漁業
 - 六 磯打網漁業
 - 七 珊瑚採收漁業
- 前項漁業ノ許可ヲ與ヘタルトキハ一漁具毎ニ鑑札ヲ交付ス
- 第二條 第一條ノ漁業許可ヲ得ントスルモノハ左ノ事項ヲ記載シ漁業ノ場所見取圖ヲ添ヘ

縣報第百三十七號

明治三十五年十月十八日

第三種郵便物認可

一

可認物便郵種三第日八月五年三十三治明

知事ニ出願スヘシ

- 一 漁業ノ名稱
- 二 漁具ノ個數
- 三 漁業ノ場所
- 四 漁獲物ノ種類
- 五 漁業ノ時期
- 六 許可ノ期間

第三條 第一條ノ漁業許可ヲ得タルモノハ其ノ漁業ヲナストキ鑑札ヲ携帯スヘシ
鑑札ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第四條 鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再交付ヲ申請スヘシ

第五條 第一條ノ漁業ノ許可期間ハ十ヶ年以内トス

第六條 水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ第一條漁業ノ許可ヲ制限シ若クハ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ本則又ハ他ノ法令ニ違背シタルトキ亦同シ

第七條 第一條ノ漁業者死亡シ又ハ廢業シタルトキハ三十日以内ニ其ノ旨ヲ届出鑑札ヲ返納スヘシ 但死亡シタルモノハ戸籍法ニ定メタル届出義務者ヨリ本文ノ手續ヲナスヘシ

第八條 漁業者ニアラザルモノハ左ニ掲クル漁具漁法ニ依ルノ外魚貝類ヲ採捕スルコトヲ

得ス

- 一 抄ヒ撰
- 二 磯魚釣
- 三 川魚釣
- 四 投網及小鷹網
- 五 四ツ手網
- 六 干瀉採介

第九條 左ニ掲クル水産動物ヲ採捕シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

- 一 貝珠介 (シシロユガイ) 又 (アコヤガイ) ト云フ 敷長徑 二寸以下
- 一 鮎 (アワビ) 全 上 三寸以下

第十條 左ニ掲クル水産動物ハ各其ノ定ムル期間之ヲ採捕シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

- 一 鰯兒 (イナ) 一月一日ヨリ六月三十日マテ
- 二 鰻兒 (ウナキノコ) 又 (ノボリコ) ト云フ 二月一日ヨリ六月三十日マテ
- 三 龍蝦 (イセエビ) 六月一日ヨリ八月三十一日マテ
- 四 牡蠣 (カキ) 五月一日ヨリ九月三十日マテ
- 五 鮎 (アワビ) 十月一日ヨリ翌年二月末日マテ

縣報第百三十七號 明治三十五年十月十八日 第三種郵便物認可 二

- 六 貝珠介 (シシロユガイ) 又 (アコヤガイ) ト云フ 六月一日ヨリ九月三十日マテ
- 七 海眞 (ナマコ) 四月一日ヨリ六月三十日マテ
- 八 海蘆 (フノリ) 六月一日ヨリ翌年三月三十一日マテ
- 九 鮎 (アユ) 一月一日ヨリ五月三十一日マテ
- 十 石花菜 (タンゲサ) 九月一日ヨリ翌年三月三十一日マテ

第十一條 潮河魚類ノ通路ヲ遮斷シテ漁業ヲ爲ストキハ河川流幅五分ノ一以上ノ魚道ヲ開通スヘシ

第十二條 養殖又ハ學術研究其ノ他特別ノ理由ニ因リ漁業法第十三條ニ基キ制限禁止シタル水産動物ヲ採捕シ若ハ同條ニ基キ制限禁止シタル漁具漁法ニ依リ水産動物ヲ採捕セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 採捕ノ目的
- 二 採捕スヘキ水産動物ノ種類
- 三 採捕ノ場所及時期
- 四 採捕ノ方法 (禁止制限ニ係ル漁具漁法ニ依ルトキハ其ノ漁具漁法ニ)

第十三條 漁場ノ標識ヲ建設セタルトキハ所轄郡市長ニ届出ツヘシ

第十四條 漁場ノ標識ハ其ノ上部ヲ赤色ニ塗リ魚標標識ノ四字及左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 漁業權ノ種類

二 漁場ノ區域

三 漁業權者ノ氏名又ハ名稱

第十五條 漁業ニ關スル出願申請又ハ届ハ其ノ漁業地、漁業地ノ所屬分明ナラザルトキ若
ハ漁業地ノ所屬ニ以上ノ市町村ニ涉ルトキハ住所地ノ市長又ハ町村長及郡長ヲ經由スヘ

但漁業地ノ所屬分明ナラザルトキ若ハ其ノ所屬ニ以上ノ市町村ニ涉リタル場合ニシテ
本縣内ニ住所ヲ有セザル者ハ直ニ知事ニ出願申請又ハ届出ヲ爲スヘ

第十六條 第一條第九條及第十條ノ規定ニ違背シタルモノハ拾圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ情
狀ノ重キモノハ漁獲物及漁具ヲ沒收ス

第十七條 使用人漁夫其ノ他ノ従業者ノ所爲ハ漁業者ノ所爲ト看做シ前條ノ罰則ハ之ヲ漁
業者ニ適用ス

第十八條 第八條ノ規定ニ違背シタルモノハ料料ニ處シ其ノ情狀重キモノハ漁獲物及漁具
ヲ沒收ス

第十九條 第三條第七條ノ規定ニ違背シタルモノハ料料ニ處ス

第二十條 第十條及明治三十三年四月縣令第三十一號ノ外一定ノ區域内ニ於テ禁止ヲ必要ト

認ムル漁業ノ種類及水面ノ區域ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第二十一條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第二十二條 明治二十年六月縣令第七十號及全二十二年四月縣令第三十六號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

○和歌山縣告示第三百三十號

左記ノ者明治三十五年度本縣蠶種検査員ニ任命セリ

明治三十五年十月十四日

和歌山縣知事

椿 基 一 郎

記

○和歌山縣告示第三百三十一號

明治三十五年度蠶種検査事務ノ内一部結了ニ付左記蠶種検査員ヲ解職セリ

明治三十五年十月十五日

和歌山縣知事

椿 基 一 郎

記

○和歌山縣告示第三百三十二號

左記ノ通漁業ヲ免許シ漁業原簿ニ登録ス

明治三十五年十月十五日

和歌山縣知事

椿 基 一 郎

記

一漁業權者代表者住所氏名

海草郡和佐田村大字布施屋

吉 田 義

一免許番號

第壹號ヨリ第四號ニ至ル

一免許年月日

明治三十五年十月十四日

縣報第百三十七號

明治三十五年十月十八日

第三種郵便物認可

四

一漁場ノ位置

海草郡和佐田村大字和佐中字堤分○全郡全村大字井ノ口字大堤根○全郡

一漁業ノ種類及名稱

全村大字布施屋字見取畑
魩鱈類漁業 鮎鰯掛

一漁獲物ノ種類

鮎

一漁業時期

毎年九月一日ヨリ十二月二十日マテ

一免許期間

明治三十五年ヨリ全三十九年マテ五箇年

一條件

木石類ヲ以テ河水ヲ堰立ツルニトテ禁ス
舟筏通行上障害トナラサル機設備スルコト
河川幅五分ノ一以上ノ魚道ヲ開通スルコト

○和歌山縣告示第三百三十三號

虎列拉病豫防ノ爲北海道廳警視廳其他十三縣ニ於テ左ノ通追加シ既設検査所ニ於テ船舶検査ヲ施行スル旨通知アリタリ

明治三十五年十月十五日

和歌山縣知事

椿 基 一 郎

一北海道廳ニ於テハ愛知、福井ノ両縣ヲ殺シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ本月七日ヨリ既設検査所ニ於テ検査ヲ施行ス

一同廳ニ於テハ九月二十八日ヨリ左ノ各港湾ニ於テモ船舶検査ヲ施行ス

渡島國福山、江差

後志國壽都、岩内

北見國稚内、鬼島、香深、枝幸、網走
根室國根室
釧路國厚岸
十勝國大津
日高國浦河

一秋田縣ニ於テハ愛知、福井ノ兩縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ本月九日ヨリ檢疫ヲ施行ス

一岡山縣ニ於テハ本月二日ヨリ愛知縣本月八日ヨリ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ檢疫ヲ施行ス

一愛知縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ同地ヲ經テ來ル船舶ノ檢疫ヲ施行ス (十月八日付)

一宮城縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ檢疫ヲ施行ス (十月十日付)

一高知縣ニ於テハ福井縣下ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ檢疫ヲ施行ス (十月八日付)

一宮崎縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ノ檢疫ヲ施行ス (十月六日付)

一熊本縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ノ檢疫ヲ施行ス (十月八日付)

一佐賀縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ本月六日ヨリ檢疫ヲ施行ス

一千葉縣ニ於テハ三重縣、愛知縣、福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ檢疫ヲ施行ス

縣報第百三十七號 明治三十五年十月十八日 第三種郵便物認可 五

(十月六日付)

一三重縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶汽車乘客ノ檢疫ヲ施行ス (十月三日付)

一廣島縣ニ於テハ左ノ地方ヲ發シ又ハ經テ來ル船舶ニ對シ檢疫ヲ施行ス

石川縣(九月十八日ヨリ) 和歌山縣(九月二十日ヨリ)

北海道廳(九月二十日ヨリ) 三重縣(九月廿六日ヨリ)

愛知縣(十月二日ヨリ) 福井縣(十月七日ヨリ)

一警視廳ニ於テハ福井縣ヲ發シ來ル船舶ノ檢疫ヲ施行ス (十月十日付)

一兵庫縣ニ於テハ福井縣ヨリ來ル船舶ニ對シ本月二日ヨリ檢疫ヲ施行ス

一岩手縣ニ於テハ福井縣ヲ發シ來ル船舶ニ對シ本月四日ヨリ檢疫ヲ施行ス

○和歌山縣告示第百三十四號
左記ノ者本日圖書ノ番號ヲ以テ和歌山縣運送名簿ニ登録ス

明治三十五年十月十六日

和歌山縣知事 柳 嘉一 郎

西本妻那三瀬村大字上三栢六十三番地

和歌山縣平民

第五四九號

宇井まづ 五

明治十二年十二月生

第五五〇號

伊都郡河根村大字河根六拾九番地
和歌山縣平民

河野ミツノ

明治十五年十月廿五日生

○町村長助役ノ異動

伊都郡紀見村長 織田寅吉
伊都郡名倉村有給助役 池田徳松

明治三十五年十月十四日認可

那賀郡上岩出村長 福井榮
伊都郡橋本町長 堀江虎太郎
全 郡橋本町有給助役 村木勝三

明治三十五年十月十五日認可

○観測

明治三十五年十月十三日・十四日・十五日間當地氣象概況

縣報第百三十七號

明治三十五年十月十八日

第三種郵便物認可

六

種類	十月十三日		十月十四日		十月十五日		
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	
平均氣壓	七五七耗六	七六二耗九	七五九耗九	七五九耗九	七六一耗七	七五九耗九	
平均氣温	二三度八	一五度八	二三度五	一七度八	一八度一	一六度七	
最高氣温	二八度四	一七度二	二六度三	二二度二	二二度七	一八度五	
最低氣温	一九度〇	一四度二	一八度二	一四度八	一三度〇	一四度七	
最多風向	南	北東	北西	北々西	東北東	東北東	
平均風力	二米八	二米五	一米五	一米七	一米七	二米八	
天気	雨	雨	曇	雨	晴	雨	
雨雪量	六耗六	四四耗八	〇耗一	三耗一	一	一六耗五	
記事	前日來ノ 降雨午前 三時止ム	午前七時 四十分 午後十 一時卅分 迄降雨	午前一時 五十分 微雨斷 續	午前〇時 四十分 全九時 卅五分迄 降雨	午前六時 十五分 降雨斷 續午後九 時五十分		

